

○枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月30日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、枚方市議会の議員（以下「議員」という。）に対する政務活動費（以下「政務活動費」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(平14条例12・平20条例24・平25条例1・一部改正)

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対し、その者の申請に基づき交付するものとする。

(平25条例1・一部改正)

(政務活動費の額)

第3条 政務活動費の額は、議員1人につき月額70,000円とする。

(平18条例58・平25条例1・一部改正)

(交付の方法)

第4条 政務活動費は、四半期ごとに、当該四半期に属する最初の月の初日に在職する議員に対し、当該四半期に属する月数分（当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合にあっては、当該任期の満了する日の属する月までの月数分）を交付するものとする。この場合における政務活動費の交付日は、各四半期の最初の月において規則で定める日とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、1の四半期の途中において議員となった者に対する政務活動費は、当該議員となった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合にあっては、当該議員となった日の属する月分）から交付するものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、1の四半期の途中において、議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は枚方市議会の解散により議員でなくなった場合（以下「議員でなくなった場合」という。）は、その者に対する当該議員でなくなった日の属する月後に係る月分の政務活動費は、交付しない。

(平18条例58・平25条例1・一部改正)

(議員でなくなった場合における政務活動費の返還)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、議員でなくなった場合は、当該議員でなくなっ

た日の属する月後に係る月分（その日が月の初日に当たる場合にあっては、その日の属する月以後に係る月分）の政務活動費を市長に返還しなければならない。

（平25条例1・一部改正）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（平25条例1・全改）

（収支報告書等の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、市規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに領収書又は当該支出の事実を証する書類その他議長が確認のために必要と認める書類、帳簿等（以下「領収書等」という。）を議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書及び領収書等の提出は、前年度に交付を受けた政務活動費について、毎年4月1日から同月30日までの間に行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなった場合及び議員の任期が満了した場合における収支報告書及び領収書等の提出期限は、これらの事由に該当することとなった日の翌日から起算して30日以内とする。

4 議長は、第1項の規定による収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（平18条例58・平25条例1・一部改正）

（透明性の確保）

第8条 議長は、前条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等について必要に応じて調査すること、政務活動費の交付を受けた議員に対し報告を求めること等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（平25条例1・一部改正）

（政務活動費の残余额の返還）

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、交付を受けた政務活動費に残余が生じたときは、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。政務活動費の交付を受けた

議員が議員でなくなった場合においても、同様とする。

(平18条例58・旧第8条線下・一部改正、平25条例1・一部改正)

(収支報告書等の保存)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等をこれらの提出があった日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(平18条例58・旧第9条線下・一部改正)

(収支報告書等の公開)

第11条 収支報告書及び領収書等の公開は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）の定めるところにより行うものとする。

(平18条例58・旧第10条線下・一部改正、平29条例40・一部改正)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市規則で定める。

(平18条例58・旧第11条線下、平25条例1・一部改正)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月29日条例第12号〕

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成18年12月26日条例第58号〕

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の枚方市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成19年度以後に交付される政務調査費について適用し、平成18年度以前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則〔平成20年8月29日条例第24号〕

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則〔平成25年2月28日条例第1号〕

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の枚方市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

3 枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

(平25条例1・追加)

項	項目	内容
1	調査研究費	議員が行う調査研究及び調査委託に関する経費又は議員が研修会を開催するために必要な経費若しくは団体等が開催する研修会の参加に要する経費
2	会議費	1の項に属さない各種会議の開催に必要な経費又は参加に要する経費
3	資料費	議員が行う政務活動のために必要な資料の作成及び図書、資料等の購入に要する経費
4	事務費	議員が行う政務活動のために必要な事務的経費
5	広報費	議員が行う政務活動及び市の施策について市民に報告し、又は広報をするために要する経費
6	広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望若しくは意見の聴取又は市民相談等の活動に要する経費
7	人件費	議員が行う政務活動を補助するための職員を雇用する経費
8	交通通信費	議員が日常的に行う政務活動のために必要な交通費並びに情報の収集及び通信に要する経費
9	要請・陳情活動費	議員が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
10	会派共用費	会派で行う政務活動に要する経費